

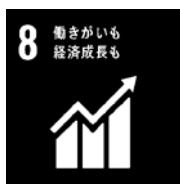


令和3年度農業後継者奨励金交付式

本市において、担い手となる農業後継者の増加及び市内定住を促進するとともに本市農業の振興を図るため、親元へ就農した農業後継者に、奨励金10万円を交付するものです。

平成29年度からの新規事業としてスタートし、今年度は4回目の開催で、8人目となります。

- 日 時 令和4年3月25日（金） 16:00～16:30
- 場 所 桐生市役所 市長室
- 対 象 次の要件を全て満たす者で、かつ、親元での農業経営承継を目指す者
- 1 桐生市内に住所を有する者で、満50歳未満である
 - 2 桐生市内の親元に専門的に就農した者で、就農から1年を経過していないこと
 - 3 奨励金交付申請から1年以内に、家族農業経営協定を締結すること
 - 4 農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金）の該当となっていない者
- 内 容 本市において、担い手となる農業後継者の増加及び市内定住を促進するとともに本市農業の振興を図るため、新規に親元へ就農した農業後継者に奨励金10万円を交付するものです。
- 本年度については、交付申請のあった農業後継者1名に、奨励金10万円を交付します。



【問い合わせ】

農業委員会事務局

担当 田村

TEL 0277-46-1111（内線357）